

平和祈念展示資料館の運営業務 評価基準

評価項目	評価基準	評価点				
1. 運営業務の実施方針						
	平和祈念展示資料館の業務目的を理解した提案となっているか。	10	7	5	3	1
	当該年度のみでなくて中期的な運営を見据えた提案となっているか。	10	7	5	3	1
2. 運営業務の実施計画						
	業務内容を的確に把握し、ポイントを押さえたメリハリのある計画となっているか。	10	7	5	3	1
	各業務の提案内容が、具体的かつ効果的な提案となっているか。					
	①運営管理業務の取り組み					
	②施設管理業務の取り組み	10	7	5	3	1
	③総合案内業務の取り組み					
	④所蔵資料の保管・整理業務の取り組み	10	7	5	3	1
	⑤常設展示業務の取り組み	10	7	5	3	1
	⑥館外活動業務の取り組み					
	⑦広報等業務の取り組み	10	7	5	3	1
	⑧移転先レイアウト案は工夫されているか(注:本家でレイアウトを決定するものではない)	10	7	5	3	1
	⑨移転による休館中の業務の計画は効率的なものとなっているか。					
3. 運営業務の実施体制						
	総務省と十分な協議等を実施するなど、円滑な業務を実施するための体制となっているか。					
	業務実施に必要な人員配置と確実な事業が行える実施体制となっているか。	10	7	5	3	1
	業務の特性に合致した当該分野及び関連分野に関する知識・知見を有した者を配置しようとしているか。					
	危機管理の対応策として具体的計画を有しているか。	10	7	5	3	1
4. 運営業務の実績及び経費						
	類似施設の運営の契約実績(過去5年以内)はどの程度のものか。	10	7	5	3	1
	類似施設の運営実績のうち、展示会等の開催経験は豊富か。					
	類似施設の運営のうち、実物資料の修復、劣化防止作業経験は豊富か。	10	7	5	3	1
	当該年度のみでなく中期的な経費削減に対する独自の取り組みを示すものとなっているのか。	10	7	5	3	1
	経営基盤が安定し、運営業務内容が企業理念や経営信条として明瞭に打ち出されているか。					
5. ワークライフ・バランス等の推進に関する指標						
<small>※ 複数の認定等に該当する場合、最も配点が高い認定区分の得点を加算する。 <small>※ 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加算する。</small> </small>						
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし認定企業)					
	第1段階(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと)	1				
	第2段階(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと)	3				
	第3段階	4				
	行動計画(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定業務のない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ))	0.5				
	次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん企業・プラチナくるみん企業)					
	くるみん	1				
	プラチナくるみん	4				
	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースエール)認定企業	4				
評価結果(総得点) (注)最高得点は134点						点

評価結果は、審査委員が上表の項目1~4の評価単位毎に、
優れている(10点)、やや優れている(7点)、標準(5点)、やや劣っている(3点)、劣っている(1点)
 のいずれに該当するかを評価する。
 審査委員7名の総得点を合計し、最も合計得点の高い応募者を委託業者の最有力候補とする。